

報道関係者 各位

令和7年5月29日

【照会先】

徳島労働局労働基準部 健康安全課

課 長 岡田 英樹

労働衛生専門官 鳴滝 伸彦

(電話) 088-652-9164

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

～ 職場における熱中症対策の強化等について ～

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されます

徳島労働局（局長 ^{かめいたかし} 亀井 崇）では、職場における熱中症を予防するため、労働災害防止団体等と連携して、令和7年5月1日から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（実施期間：9月30日まで）を展開しています。（資料1）

また、令和7年6月1日から、近年の職場における熱中症による死亡災害の増加を受け、熱中症の重篤化を防止するための改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれのある労働者を早期に発見し、作業からの離脱や身体冷却、症状に応じて医療機関への搬送につなげられるよう、『報告体制の整備』、『実施手順の作成』、『関係労働者への周知』が事業者には義務付けられることになります。（資料2・3）

徳島労働局では、上記の改正労働安全衛生規則についてホームページ等で周知を図るほか、労働災害防止団体など関係団体等と連携しながら、事業者等に対して啓発・指導を実施します。

さらに、徳島県内の職場における熱中症発生状況をみると、例年、7割以上が7月、8月の2ヶ月間に集中して発生していることから、6月の全国安全週間準備期間中に合わせて下記1の事業場における具体的な取組事項についても併せて周知、啓発等を実施し、職場における熱中症予防対策の推進を図ることとしています。

記

1 事業場に取り組む呼びかける主な事項

徳島労働局では、管内の事業場等に対して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット」（資料1 参照）、また「職場における熱中症対策の強化について」（資料3 参照）を活用して、以下の事項を重点に実施するよう呼びかけを行い、今夏における熱中症による死傷災害の減少を目指します。

（１）暑さ指数（WBGT）※¹の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

〔※¹…「暑さ指数（WBGT）」とは、気温に加え、湿度、輻射熱等を考慮した指数〕

- ①暑さ指数に応じた作業計画の策定（休憩時間の確保など）
- ②涼しい休憩場所の確保
- ③身体冷却（透湿性・通気性等）の機能を有する服装の着用

（２）定期的な水分・塩分の摂取

（３）健康状態の把握に基づく適切な対応

- ①日常及び作業中の健康状態の確認
- ②疾患（糖尿病・高血圧症など）を有する労働者への配慮
- ③暑熱順化（熱に慣らす期間）への対応

（４）管理者及び労働者への労働衛生教育の実施

（５）改正労働安全衛生規則に係る取組

①体制整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけ
た者」が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

②手順作成及び関係者への周知

熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となる
よう、

- ・ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ・ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の重篤化を防止

するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

2 徳島県内の職場における熱中症発生状況（令和2～6年）

〔労災給付統計(不休災害含む)による〕

表1 月別発生状況

発 生 年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年 間 発 生 数		64人	31人	51人	34人	95人
発 生 月	5月以前	1人	1人	2人	1人	1人
	6月	7人	3人	10人	1人	12人
	7月	15人	12人	25人	17人※2	41人
	8月	38人	15人	11人	10人	33人
	9月	2人	0人	2人	2人	7人
	10月以降	1人	0人	1人	3人	1人
7、8月の合計数 (発生率)		53人 (82.8%)	27人 (87.1%)	36人 (70.6%)	27人 (79.4%)	74人 (77.9%)

〔※2…建設業で死亡1人〕

直近の5年間では、令和6年が95人と最も多く、例年、7割以上が7月、8月の2ヶ月間に集中しています。

表2 業種別発生状況

業種 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
製造業	13	8	7	4	14	46
建設業	18	14	13	17※3	22	84
運輸業	4	1	4	2	12	23
農業	1	2	0	0	2	5
林業	2	1	1	0	2	6
商業	5	2	6	2	4	19
清掃・と畜業	0	0	3	2	7	12
警備業	0	0	2	2	5	9
その他	21	3	15	5	27	71
合計	64	31	51	34	95	275

〔※3…建設業で死亡1人〕

業種別では、建設業（84 人：30.5%）の発生数が最も多く占めており、次いで製造業（46 人：16.7%）、運輸業（23 人：8.4%）、商業（19 人：6.9%）、清掃・と畜業（12 人：4.4%）の順となっています。

特に建設業においては、直射日光による高温環境下での屋外作業が多くなることから、特段の熱中症予防対策が求められます。

また、運輸業においては、作業現場が移動する上に一人での作業が多く、管理者が確認しづらいため、個人でも熱中症の予防対策について適切な知識を身に付け、それに対処する必要があります。

さらに、業種を問わず屋内作業においても熱中症が発生していることから、屋内作業においても適切な温度・湿度管理などの作業環境の対策が求められます。

表 3 発生時間帯別の発生状況

年 時間帯	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	合 計
9 時台以前	9	5	5	8	8	35
10 時台	8	1	4	5	10	28
11 時台	8	6	6	3	9	32
12 時台	5	5	3	3	12	28
13 時台	5	3	3	1	6	18
14 時台	2	4	6	4	19	35
15 時台	13	2	8	5	16	44
16 時台	5	3	7	1	8	24
17 時台	6	2	3	3	5	19
18 時台以降	3	0	6	1	2	12
合 計	64	31	51	34	95	275

発生時間帯では 15 時台が最も多く、続いて 14 時台、11 時台の順に発生していますが、それ以外の時間帯でもまんべんなく発生しています。

また、午前中の時間帯でも多く発生していることから、日中の気温が上昇し始める前の早い段階からの予防対策が必要となります。

特に、夏場においては午前中からすでに真夏日になっている場合もあり、特段の注意と対策が併せて必要となります。

万が一体調不良者が現れた場合には、重症化を防止するため、自分たちだけで判断せず、早めに医療機関へ搬送することも重要です。

さらに、一日の作業終了後に自宅で発生する例もあるので、帰宅時においても適切な水分補給や就寝時の冷房の使用など、日中の対策に準じた対応が求められます。

表4 年代別の発生状況

年 年代	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
10代	8	2	1	2	2	15
20代	6	7	17	6	19	55
30代	14	4	11	4	16	49
40代	17	7	9	5	21	59
50代	12	5	10	10	19	56
60代以降	7	6	3	7	18	41
合 計	64	31	51	34	95	275

年代別では、40代が最も多く、続いて50代、20代の順で多く発生していますが、大きな偏りは無く、20代から50代にかけてまんべんなく発生しています。

悪条件が重なれば年齢に関係なく発生することから、年齢や体力を過信せず、職場環境や作業形態に応じた熱中症予防対策が求められます。

さらに、糖尿病、高血圧症などの熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する労働者に対しては、医師等の意見を踏まえ特段の配慮が必要です。

3 徳島労働局が行う職場における熱中症予防対策の取組について

令和7年3月、県内の事業者団体や労働災害防止関係団体などに対して、基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の取組期間中（5月から9月）において、事業者には「①熱中症の初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備を図ること」、「②暑熱順化が不足していると考えられる者をあらかじめ把握しきめ細やかな対応をすること」、「③WBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じること」などについて要請しています。

また、今後の取組として、改正労働安全衛生規則についてホームページ等で周知を図るほか、関係団体等と連携して説明会を開催する等、各事業者等に対して啓発・指導を実施します。

さらに、管下の各労働基準監督署（徳島・鳴門・三好・阿南）では、6月に開催する全国安全週間説明会において熱中症予防対策について周知・啓発を実施するとともに、各事業場や工事現場などへの定期的な監督・安全衛生指導時においても、熱中症の予防対策を求めることとしています。

4 参考：職場における熱中症対策の強化について（改正労働安全衛生規則：令和7年6月1日施行の概要）

（1）改正の趣旨

職場における熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くに「初期症状の放置、対応の遅れ」がみられるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応について定めがないため、必要な対応を事業者に義務付けることとしたもの。

（2）改正の概要

熱中症を生ずるおそれのある作業（WBGT28度以上、または気温31度以上の環境で、継続して1時間以上または1日4時間を超えて作業が見込まれるもの）を行うとき、

- ①『熱中症の自覚症状がある作業員』や『熱中症のおそれがある作業員を見つけ
た者』がその旨を報告するための体制の整備及び関係作業員に周知させること
- ②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となる
よう、『緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等』や『作業離脱、身体
冷却、医療機関への搬送等』について実施手順を作成し関係者に周知させるこ
と

が事業者により義務化されます。

【添付資料】

- 資料1 S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン
- 資料2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令
- 資料3 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

——キャンペーン期間——

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一編・第二編 (略) 第三編 衛生基準 第一章～第四章 (略) 第五章 温度及び湿度 (第六百六条―第六百十二条の二) 第六章～第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。	目次 第一編・第二編 (略) 第三編 衛生基準 第一章～第四章 (略) 第五章 温度及び湿度 (第六百六条―第六百十二条) 第六章～第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (新設)

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

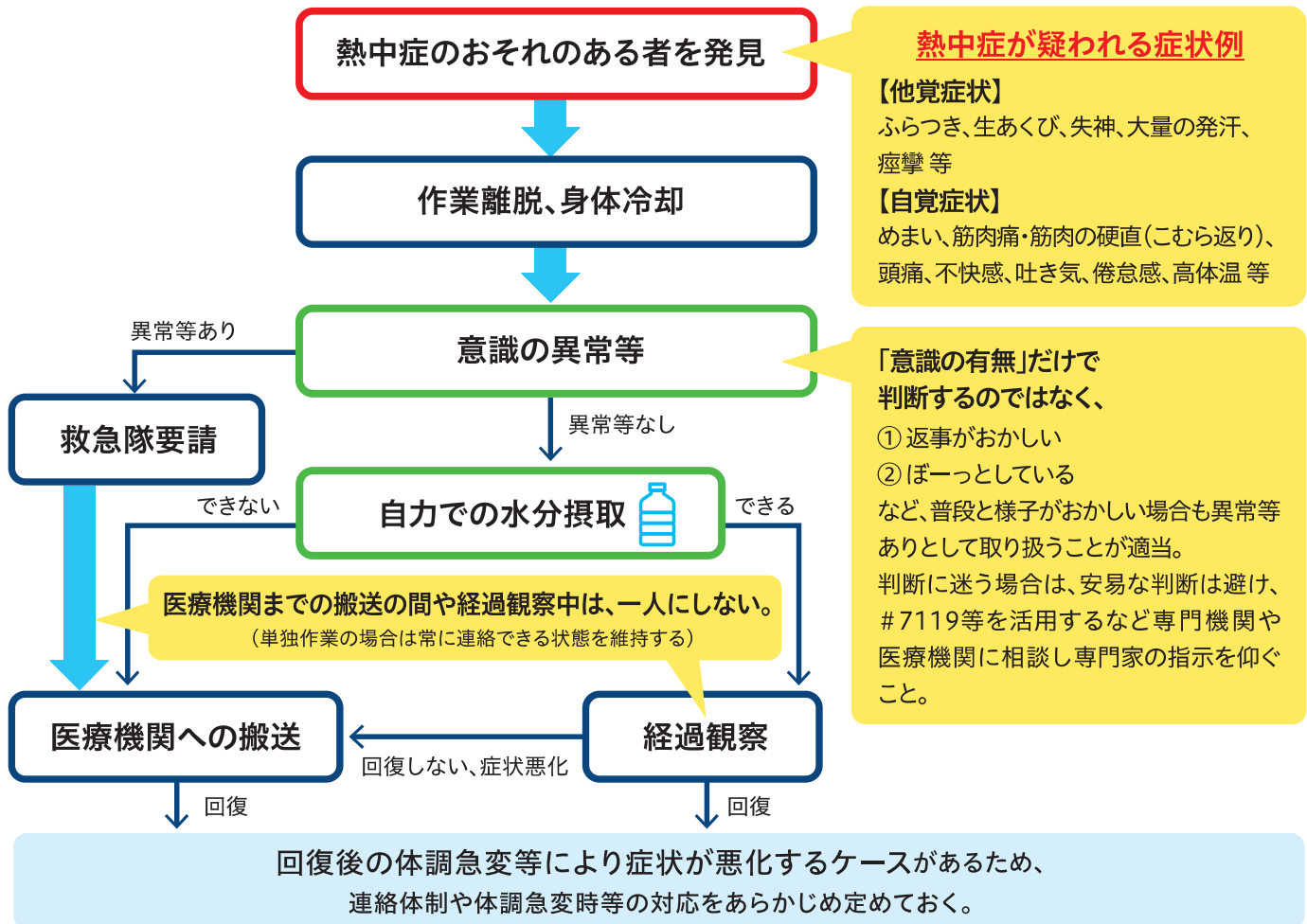
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

